

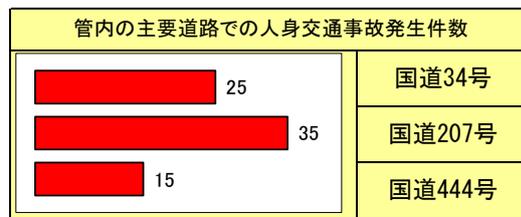
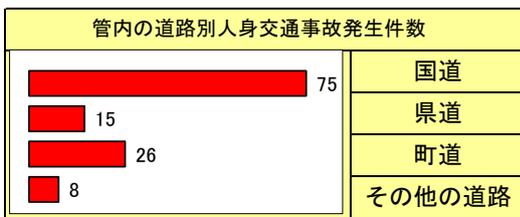
速度取締り指針

白石警察署管内の速度取締り重点		
重点路線	重点時間帯	規制速度
国道207号	6:00 ~ 19:00	50キロまたは法定速度
国道444号	6:00 ~ 19:00	50キロまたは法定速度
主要地方道武雄福富線	6:00 ~ 19:00	40キロまたは50キロ

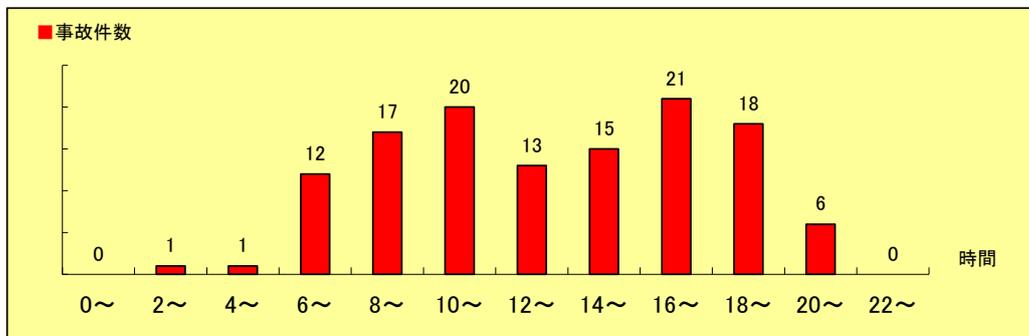
重点路線・時間帯以外であっても、交通事故防止のため、取締りを行います。

白石警察署管内の交通事故実態等

1 道路・路線別の人身交通事故の発生状況(令和7年1月~令和7年12月:124件)



2 時間帯別の人身交通事故発生状況(令和7年1月~令和7年12月:124件)



- 白石警察署管内では、事故全体の約60%が国道で発生しています。
- 交通事故類型別では、追突事故が最も多く、事故全体の約43%を占めています。
- 町道では、出会い頭事故が約53%を占めています。

交通事故の原因別では、「前方不注視」が48件と最も多く、次いで「安全不確認」の18件、「一時不停止」の13件、「ハンドル・ブレーキ操作不適」の11件となっています。



その他の交通指導取締り要点

悲惨な交通事故を発生させないため、今後も前方不注意の原因となる携帯電話使用等や、重大事故に直結する一時不停止、信号無視といった交差点関連の交通違反のほか、横断歩行者等妨害等、シートベルト装着義務違反等の取締りを強化します。